○総務省経済産業省令第二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　宮沢　洋一

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十四年二月一日」を「直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の六月一日」に改める。

第五条第一項中「警戒区域等をその区域に含む調査区」を「調査困難地域」に改め、同条第二項中「警戒区域等」を「調査困難地域」に、「に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域」を「の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」に改め、同項各号を削る。

第六条中第四十九号を削り、第五十号を第四十九号とし、第五十一号を第五十号とし、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　消費税の税込記入・税抜記入の別

第九条中「平成二十一年」を「直前」に、「事業所等確認票」を「企業構造の事前確認票」に改める。

第十条第一項の表一の項第四欄中「（ただし、積雪地域（積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）においては、市町村長）」を削り、同項第五欄中「ただし、積雪地域においては、市町村長が同欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。」を削り、同表五の項第四欄中「経済産業大臣」の下に「（ただし、指定地域においては市町村長）」を加え、同条第二項中「平成二十四年一月十日から同年三月三十一日」を「実施年の五月二十日から七月三十一日」に改め、「ただし、積雪地域においては、平成二十三年十二月十日から平成二十四年三月三十一日までの間において行う。」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3　第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

4　第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

（事務の委託）

第十条の二　都道府県知事は、経済センサス活動調査に関する事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、複合商業施設等について、調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、	第十条の二第一項に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体のうち同項の規定により調査員が行うこととされている事務を委託された者（以下「委託管理団体」という。）は、
第七条第五項	統計調査員を設置した	委託を行った
統計調査員の氏名	委託管理団体の名称
第八条の見出し	統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証
第八条第一項	市町村長	都道府県知事
統計調査員	委託管理団体
その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票	委託管理団体証
第八条第二項	統計調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
証票	委託管理団体証
第十条第一項の表一の項第二欄	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）	委託管理団体に所属し、指名された者
第十条第一項の表一の項第四欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第十条第一項の表一の項第五欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第十二条第一項の表一の項第四欄	調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第十三条第一項	統計調査員	委託管理団体
調査員	委託管理団体に所属し、指名された者
第十三条第二項	統計調査員	委託管理団体

第十一条中「前条」を「第十条」に改める。

第十二条の表一の項第四欄中「ただし、積雪地域においては、調査票に記入し、市町村長に当該調査票を提出すること。」を削り、同表五の項第四欄中「経済産業大臣」の下に「（ただし、指定地域においては市町村長）」を加える。